

1F規制見直しに関する確認事項

No.	1F規則	改正前	改正後	確認事項
1	第十二条 第一項	実施計画に定められた発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針(以下「保守管理方針」という。)を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。	発電用原子炉施設が実施計画に定められた性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針(以下「施設管理方針」という。)を定めること。ただし、廃止措置対象施設については、この限りでない。	廃止措置対象施設になった段階で、性能維持等は求められないものと認識していますが、「実施計画においてその性能を維持すべきものとして定められた廃止措置対象施設」とはどういった設備を想定されているのでしょうか。
	第十二条 第二項	前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項の認可若しくは同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設(当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる発電用原子炉施設に限る。)の保守管理方針を定めること。	前号ただし書の場合においては、実施計画においてその性能を維持すべきものとして定められた廃止措置対象施設に係る施設管理方針を定めること。	
2	第十五条	法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。	法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、廃止措置対象施設については、この限りでない。	仮に、廃止措置対象施設に核燃料物質が残った状態でもただし書きは適用されるのでしょうか。
3	第三十五条	施設定期検査は、発電用原子炉施設のうち実施計画で定めるものの性能について行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合を除き、この限りでない。	[削除]	削除となった理由をお伺いしたい。
	第三十七条	原子力規制委員会は、第三十四条第一項の申請書の提出を受けた場合には、施設定期検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。	[削除]	